

# マス・コミュニケーションの「グローバル化」

## The Globalization of Mass Communications

友 安 弘

Hiroshi Tomoyasu

### 目 次

1. 「宇宙戦争」の始まり？
2. 越境放送
3. 韓国と日本
4. Star TV とアジア諸国
5. マス・コミュニケーションの「グローバル化」と日本

#### 1. 「宇宙戦争」の始まり？

「みなさん、大陸間ラジオ・ニュースから最新のニュースをお伝えします。カナダのトロントではマクミラン大学のモース教授が、東部標準時の午後7時45分から9時20分までのあいだに、火星上で合計3回の爆発を観測したと報告しております。この報告はアメリカのいくつかの天文台による以前の報告を裏づけるものであります。さて、もっと近い所では、ニュージャージー州のトレントンから特別報告がきております。午後8時50分、隕石と思われる巨大な閃光を放つ物体が、トレントンから22マイルのニュージャージー州グローバーズミル近郊の農場に落下しました。空での閃光は半径数百マイルの地域でみられましたし、落下の際の轟音はるか北のエリザベスでも聞かれました。

目下特別の中継車を現場に派遣中ではありますが、担当記者のフィリップスが、プリンストンから現場に到着ししだい、状況をお知らせいたします。」

「みなさん、再びカール・フィリップスです。こちらはニュージャージー州グローバーズミルのウィルマス農場です。わたくしとピアソン教授はプリンストンから11マイルを10分でやってきました。さて、わたくしは……わたくしはどこから始めてよいのか、目の前に展開しております奇妙な光景をお伝えするのに、どうしたらよいのかわかりません。それはまるで現代のアラビアン・ナイトのようです。」

.....

「ちょっとお待ちください。何か起こったようです。みなさん、これは恐ろしいことです。物体の端がめくれ落ちはじめました。てっぺんの部分がスクリューのように回転しはじめました。物体は内部がうつろになっているようです。」

.....

「みなさん、こんな恐ろしいものはみたことはありません。……お待ちください。誰かがてっぺんから這い込んできてきます。誰かが、いや何物かが。真黒な穴から2つの輝く円盤状のものがのぞいているのがみえます……眼でしょうか。顔にちがいはありません。あれは……。」

「ああ、影の部分から何かがまるでへびみたいに這い込んできてきます。ほら、もう一匹、もう一匹と。それはわたしにはまるで触手のようにみえます。ああ、体の一部がみえます。クマくらいの大きさで、ぬれた皮みたいにキラキラしています。でもその顔は……それは……うまくいえません。どうもわたしには正視できないものです。眼は真黒で、へびみたいに光っています。口はV型で、輪郭のはっきりしない唇からは唾液がたれ、まるで震えているか脈打っているようにみえます。この怪物が何か知りませんが、ほとんど動きません。それはおそらく引力が何かで……沈みこんでいるようです。この物体は立ちあがりつつあります。群衆はワッと後へさがります。群衆も本当のことがわかったんです。とてもありえないような経験です。」〔1〕

1938年10月30日の夜、ハロウィーンに、午後8時からコロンビア放送(ラジオ)で、オーソン・ウェルズ(Orson Welles)とマーキュリー放送劇場の俳優たちによって放送された、H. G. ウェルズ(Wells)の小説『宇宙戦争』("The war of the worlds")を翻案したドラマは、その日、火星人の侵入を信じ込んだ数百万人のアメリカ人を未曾有のパニック状態に陥らせた。「少なくとも六百万人がこの放送を聞き、そのなかで少なくとも百万人がおびえたり、不安に陥ったりしていた。」〔2〕

「衛星デジタル多チャンネル放送時代突入」、「放送のデジタル化」、「ディレクTVの日本への上陸」、「電波による文化侵略」、「衛星から日本に向けて発射される電波」など新聞・雑誌に躍る題目を見ていると、60年前のアメリカ合衆国で、火星人の来襲を真実だと思い慌てふためいていた人々の姿が目に見えてくる。しかし、今目前に展開しているのは、真正の「宇宙戦争」なのかもしれない。その結末は悲劇となるのであろうか、それとも大団円となるのであろうか。

日本では、1984年(昭和59年)に、放送衛星(Broadcasting Satellite)BS 2aによってNHKの衛星試験放送が始められ、1989年(平成元年)に、NHKの衛星放送2チャンネルが有料化された。以後、1991年、日本衛星放送(JSB、WOWOW)の有料による本放送の開始、1992年、通信衛星(Communications Satellite)のJCSATとスーパーバードを使用したCS放送〔3〕の開始と、衛星による放送は拡大していった。

さらに、1996年(平成8年)より、多チャンネルの衛星デジタル・テレビ放送〔4〕が、1995年8月に打ち上げられた日本サテライトシステムズ(JSAT)の通信衛星JCSAT 3のトランスポンダ(中継器)を使用して開始されている。

衛星JCSAT 3を利用してデジタル放送を行っているのはPerfecTVで、1996年6月から試験放送を開始したが、その少し前の4月に、通信衛星Asiasat 2によって、香港のStar TV(Starとは、Satellite Television Asian Regionの頭文字をとったもの)が、日本市場向けに編成した「スター・プラス・ジャパン」の本放送を始めている。Star TVは、香港のハッチヴィジョン(Hutchivision)が、1991年(平成3年)から衛星Asiasat 1のトランスポンダを使用してBBCワールド・サービス・テレビジョン(BBC World Service Television)などを放送してきた。その後1993年7月、ルパート・マードック(Rupert Murdoch)のニューズ・コーポレーション(News Corporation Limited)がハッチヴィジョンの株式の63.6%を取得し、それ以来Star TVはR. マードックの傘下にある。このStar TVは、TNT & Cartoon Networkと共に、1995年(平成7年)4月、放送法に規定されている「放送」の定義に該当するサービスとして郵政省によって確認さ

れ、日本国内で自由に受信することが可能となった最初の越境するテレビ放送である〔5〕。

日本の衛星デジタル放送は、PerfecTVに続いて、アメリカ合衆国のヒューズ・エレクトロニクス (Hughes Electronics Corporation) 傘下の DirecTV が、カルチャー・コンビニエンス・クラブ (ビデオレンタル・チェーン) などの日本企業と共に、1997年に打ち上げられる通信衛星スーパーバードCで、同年より多チャンネル・サービスを開始する。

他方、R. マードックは、1996年6月12日に、日本で2年以内に多チャンネル衛星デジタル放送サービス JSkyB を事業化することを発表して多くの人を驚かせた。その後、息つく暇もなく同年6月20日、ニューズ・コーポレーションとソフトバンクが、共同でテレビ朝日の筆頭株主であった旺文社メディアを買収し、地上波テレビ放送にも参入することを発表して、日本の放送関係者に大きな衝撃を与えた。

イギリスの新聞サン (The Sun) とタイムズ (The Times)、アメリカ合衆国の映画会社20世紀フォックス (Twentieth Century Fox) とテレビ・ネットワークの1つ FOX (Fox Broadcasting Company)、イギリスの BSkyB、そして香港の Star TV などを擁するオーストラリア生まれの R. マードックによるテレビ朝日の株式の取得は、日本を巻き込んだ「宇宙戦争」の開始を象徴するのに相応しい出来事であった。その後、1997年3月になって、ニューズ・コーポレーションらによって取得されていた株式が朝日新聞社へ売却されることが発表されたことからわかるように、ここから広がっていく波紋は計り知れないものがある。

## 2. 越境放送

衛星テレビ・サービスが論じられるときには、一般に「ボーダレス化」や「国境を越える」ことが強調される。確かにそこに大きな問題点があるとしても、それが今日における変化の特徴を示しているわけではない。1938年にラジオ放送されたドラマ『宇宙戦争』の中にも、「大陸間ラジオ・ニュース」が登場している。20世紀初頭のラジオ放送の出現は、同時に国際ラジオ放送の始まりでもあった。日本では、1935年6月1日、ハワイ、北アメリカ西部に向けて日本語と英語で1日1時間の海外放送が始まっている〔6〕。そして、1936年9月には、国際連盟で、放送が国家間の友好関係を害する方法で用いられることを防止し、放送を通じて国際理解と国際協力とを進めていくことを目的として、「平和のための放送の使用に関する国際条約」が採択され、1938年4月2日に発効している。これは、国際放送の番組基準を扱った最初の多国間条約であり、締約国は、国際理解に有害で、他国の国内秩序や領域の安全と抵触するような行為をそそのかすような番組の発信は、いずれの地域の人々に向けられるものであっても、自国の領域内で禁止したり、事後に遅滞なく停止したりしなければならない〔7〕。

こうして、国境を越えたラジオ放送は、大きな政治的問題となっていく。1942年2月には、アメリカ合衆国の VOA (Voice of America) がまずドイツ語で放送を開始する。その後 VOA は、ソ連の対米政治宣伝放送に対抗して、1947年2月、ソ連圏向けのロシア語放送を付け加えた。ソ連はこの VOA の放送に対してジャミング (jamming) による電波妨害を行い、米ソ間の「電波戦争」が長く続いたのである。

このアメリカ合衆国の国際ラジオ放送は、ソ連と東欧の共産主義圏の瓦解、1990年の東西ドイツの統一などヨーロッパにおける「冷戦」の終結と共に、アジアの共産主義諸国へとその対象地域の重点を移動させてきた。東アジアでは、国際ニュース中心の VOA のほかに、放送対象地域

の国内ニュースを扱う「ラジオ・フリー・アジア (Radio Free Asia)」が、1996年9月よりまず中国語で開始された。その後チベット語による放送、1997年に入ってからベトナム、ミャンマー(ビルマ)向けの放送と、その放送対象地域を拡大してきている〔8〕。

このように、ラジオ放送の始まりより電波は国境を越え、越境放送は政治的対立から生じ、また政治的対立を生んできたのである。従って、今日生じている問題は、単に、「越境性」というところにあるわけではない。それは、越境してくるものがテレビ放送用の電波だということにある。越境してくるテレビ番組が自国に与える、文化的、政治的、社会的影響の大きさに対する懸念が、これまで広範に表明されてきた。そして、このテレビ電波の越境を可能にしている技術的手段こそ、衛星にはかならない。さらに、多チャンネル化をもたらしたデジタル技術の進展とそれに伴うテレビ放送の「ビジネス化」が、状況を一層混沌とさせている。

このテレビ放送用の電波の越境については、長く国際連合を舞台に西側諸国、ソ連圏、発展途上諸国とが入り乱れて議論が進められてきた。1969年(昭和44年)、国連の宇宙平和利用委員会に直接放送衛星作業部会が設置され、この作業部会の報告を受けて、1974年より宇宙法律小委員会で衛星放送の法原則の審議が行われてきた。他方、国連の電気通信に関する専門機関であるITU (International Telecommunication Union、国際電気通信連合)で、衛星放送に関する周波数と静止軌道の取決め作業が進められてきた。これらの過程での議論は、情報自由の原則と情報主権 (informational sovereignty) とのせめぎ合いの中で行われてきた。前者は、1948年の世界人権宣言、第19条、「すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由、並びにあらゆる手段により、また国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。」に示されている理念である。他方、後者は、各国が、情報にかかわる国家の一体性を保持するために、自らの判断によって情報を選択し、最も適切と考える情報を自国民に対し提供する権利である。これは、国際放送の領域では、国家が自国領域内に向けた外国からの電波の流入を防ぐ権利として主張されてきた。1972年(昭和47年)のユネスコ宣言(情報の自由交流、教育の普及、及び文化的交換の増進のための、衛星放送の利用に関する指導原則宣言)はこの主張を容れ、衛星放送番組に対する受信国の事前の同意を認めている。

結局、1977年(昭和52年)、ITUの世界無線通信主管庁会議(WARC-BS)で、世界各国のテレビ衛星放送が円滑に行われるように、各国ごとにチャンネル、静止軌道位置などが割り当てられ、技術基準が決められた。1982年(昭和57年)には、国連総会で、「国際直接テレビ放送のための衛星の使用を規定する原則」が採択された(西側諸国は、反対または棄権する。日本は反対する)。同原則は、受信国の情報主権の保障を重視しており、国際直接テレビ放送衛星事業を設立しようとする国、またはその設立を許可することを意図する国は、その意図を遅滞なく受信国となる国または諸国に通報し、要請があれば迅速に協議しなければならず(同原則J.13)、また関係国間での協定・取決め(技術面と番組内容との両方を含む)を事前に結ばなければならない(同原則J.14)〔9〕。

以上のように、越境するテレビ放送、とりわけ一般公衆に直接受信される衛星放送に関する諸議論は、情報自由の原則と情報主権との対立を軸に推移してきたのである。

### 3. 韓国と日本

越境するテレビ電波のことで、韓国と日本との関係を考えたとき思い出されるのが、1991年（平成3年）10月、日本と韓国の2つの学会によって東京で開催された「アジア地域の衛星コミュニケーション・シンポジウム」のことである。当時韓国では既に、通信・放送複合衛星「舞窮花（ムグンファ）」の打ち上げを1995年に実施する計画が立てられていたが、シンポジウムでは、韓国の研究者によって日本の衛星放送のスピルオーバー（spillover）が問題とされていた〔10〕。その頃、韓国政府は、「日本の衛星放送のスピルオーバーに関しては」「協議の対象になり得るという意見を日本に伝えている」〔11〕。そして、「1990年3月16日の韓日文化交流実務者会議で韓国側はスピルオーバーの問題を指摘し、その防止のため日本側が技術的努力をするように求め、放送の内容に関して両国が協議することなどを提案」している〔12〕。韓国側の憂慮は、「日本の衛星放送の否定的影響」であり、それは、「文化的、経済的、倫理的影響と日本の支配的イデオロギーの流入」にある〔13〕。ところで、この会議の前年1990年9月には、韓国では「パラボラアンテナが約30万個普及」し、それを使ってNHKの衛星放送が受信されていた〔14〕。

その後、韓国では、海外から衛星を通じて入ってくるテレビ放送番組の受信アンテナの設置が自由となった。一方で日本からの大衆文化の輸入に対する禁止措置がとられつつ、他方で日本の衛星放送の受信が1991年より認められるようになった。1994年4月には、日本の衛星放送（NHK）やStar TVなどが、約43万世帯で受信されている〔15〕。

衛星ムグンファ1は1995年8月、衛星ムグンファ2は1996年1月に打ち上げられた。1号は事故のため衛星の寿命が10年から4年4か月に短縮されたが、2号は予定された静止軌道に位置し、寿命は11年半と見込まれている。ムグンファ衛星は、一般にKoreasatと呼ばれる通信・放送複合衛星である。両衛星は、kuバンドの12個の通信用トランスポンダ（出力12W）と3個の放送用トランスポンダ（出力120W）を搭載しており、電波の到達範囲は、朝鮮半島のほか、上海や山東半島、さらに大阪以西の日本を含み、九州北部では韓国内と同じ直径50センチメートル位のパラボラアンテナで受信可能である〔16〕。

こうして、1996年7月1日、衛星ムグンファ1を使用したKBS（韓国放送公社）によるデジタル方式の衛星試験放送が2つのチャンネルで始められた。韓国では、例えば、首都ソウルにおける地上波のテレビ・チャンネルは、公共放送であるKBSの2系統と政府出資の韓国教育開発院の附属機関であるEBS（教育放送）、商業放送のMBC（文化放送）とSBS（ソウル放送）の5つだけであるように、テレビ放送のチャンネル数が少ないため、新政権の下で多チャンネル化政策が推進されてきた。政府の指導の下に1995年からケーブルテレビが始められ、それと共に衛星による放送も進められてきた。

他方韓国は、1996年、海外に韓国の映像を送り出すために、その実施機関として国際放送交流財団を発足させた。韓国に対する理解を深めること、韓国のイメージを高めることが目的で、北アメリカ、ヨーロッパ、アジア地域において韓国のニュースや番組を英語で放送することが計画されている〔17〕。

また、SBSや大宇シネマなどが共同で設立した「ソウル国際衛星テレビ」が、1997年1月から、衛星Asiasat 2でアジア地域向けのデジタル放送を開始することが報道されている。スポーツ・映画・ニュースなど5チャンネルからなり、英語や中国語の字幕が付く。マス・メディアに関する行政全体を管理する広報処は、このことを、「今の韓国には必要なことだと歓迎している」

[18]。

さらに遡って同年3月、韓国の情報通信部（旧通信部）が、WTOの基本電気通信交渉の第14回会議に、「1998年から外国の衛星を利用して韓国内に放送・通信のサービスが提供できるように衛星通信の市場を開放する。また外国の通信事業者が韓国内に会社を設立しなくても、韓国の通信事業者を通じて国内の利用者にサービスが提供できるようにする」方針で臨むことを明らかにしている [19]。

また、打ち上げが予定されている衛星ムグンファ3は、アジア諸国への広域サービスができるように設計されている。このように、1991年から現在までのこの4、5年の間に、韓国の態度は極めて大きく変化してきている。1991年のシンポジウムで、韓国の研究者は、当時のスピルオーバーに対する「日・韓両国の基本的立場の相違」として、次のようにまとめている。日本は「情報流通の自由原則を基本理念」としており、それは、「相互性のない先進国から後進国への一方的流通であるように思われる」。他方、韓国は、「事前同意原則に基づいた1982年、UN総会の“直接衛星放送のための人工衛星使用原則”の決議を尊重する」立場をとるが、この原則には「実質的な拘束力がないため、この原則に関する日本の受け止め方には疑問が残る」とスピルオーバーに対する日本の態度に危惧を抱いていた [20]。ところがその後、韓国の衛星放送の日本での受信は、「『スピルオーバーであり、意図的なものではない』と説明」されている [21]。

このような変化が生じた理由は、NHKやStar TVなど、海外からの衛星によるテレビ放送の韓国への流入に対抗し、自らの通信・放送衛星システムをつくり、その開発を通じて関連する科学技術力を向上させ、国際競争力を高めることにあると思われる。ソ連など共産主義諸国の崩壊と共に情報主権論が後退し、しかも情報通信技術の急激な発達によって外部からの情報流入を防ぐことができないという現状を踏まえた現実的な対応である。そして、それを可能にしたのが、高度化した経済力と維持されている政治的安定性である。また勿論、準備不足を承知の上で衛星放送を開始した背景には、ナショナリズムが存在している。次第に緩やかになってきているとはいえ、日本からの大衆文化輸入禁止措置はまだとられており、日本の映画や歌謡曲の上映、上演は禁止されている。また、地上波テレビなどで放送される外国からの輸入番組には上限を定めた数量規制が、アメリカ合衆国を中心にした世界的な規制緩和の圧力の中においてもなされている。また、番組内容については、放送委員会（アメリカ合衆国の連邦通信委員会 FCC に類似した機関）による事前または事後の審査が行われている。韓国は、規制緩和の圧力に対して市場開放の方向をとりつつあるが、「放送の市場開放に当たっては、文化の主体性の維持を考慮し、放送のソフトよりも資本投資の開放を優先させる」ことが広報処の方針である。「『韓国固有の文化の維持』と『国産番組の育成』を基調に置いたテレビ番組編成の基本方針」は、これからも継続されていくと思われる [22]。

#### 4. Star TV とアジア諸国

アジアにおけるテレビ放送の「ボーダレス化」を象徴しているのが、香港のStar TVである。Star TVは、アジアサット（Asia Satellite Telecommunications Co., Ltd.）によって1990年（平成2年）4月に打ち上げられた衛星Asiasat 1 [23] を使用して、1991年10月から5チャンネルの24時間サービスを開始した。

Star TV が注目されるようになったのは、イギリスの映像国際放送であるBBCワールド・サ

ービス・テレビジョンをサービスの内容としたことによる [24]。その後、R. マードックの傘下に入った Star TV は、その経営方針を転換していく。なかでも目立つのが、BBC ワールド・サービス・テレビジョンの北極圏による送信を停止したこと、及び地域別・言語別のサービスという番組の「ローカル化 (localization)」を行ったことである。前者は、毛沢東の女性関係などを扱ったドキュメンタリー番組を放送したり、中国 (中華人民共和国) の労働改造所周辺の隠し撮りビデオを公開したりした BBC を中国が非難し、両者が対立関係に陥ったことに起因する [25]。これらの結果、Star TV の視聴者は増加し、その数は、1996年には53か国、2億人に上るといわれる [26]。しかし、この「ローカル化」とは、別の言葉で表現すれば、衛星テレビ・サービスの過度の「ビジネス化」である。ここに見え隠れしているものは、サービス対象地域への迎合であり、放送対象地域の文化の質や社会的価値を考慮した「ローカル化」とは異質なものである。1992年のイギリスの総選挙のとき保守党を支持した R. マードック傘下の新聞サンが、1997年の総選挙では労働党を支持したことも [27]、前述したテレビ朝日の株式の朝日新聞社への売却も、この脈絡の中で考えなければならない。

なお、1995年11月に打ち上げられた衛星 Asiasat 2 はデジタル・サービスが可能で、ドイツの国際放送 DW (Deutsche Welle) がこの衛星を利用してアジア向けの国際テレビ・サービスを行っている。既に述べたように、Star TV はこの衛星を使って、1996年4月より日本向けに「スター・プラス・ジャパン」を放送している。

Asiasat 衛星と並んで、国際的なテレビ・サービスに利用されているのが、インドネシアの通信衛星 Palapa である。この衛星は、主に多くの島々からなるインドネシアの国内サービスのために使用されてきた。ところが、1992年以後、それまでアセアン (ASEAN) 諸国のテレビ伝送などに使われてきた第2世代の衛星 Palapa B2P が、アメリカ合衆国のケーブル・ネットワークの ESPN (スポーツ)、CNN、HBO (映画) やオーストラリア放送協会 (ABC) のアジア・太平洋向け国際放送 Aus TV (Australian Television、1993年より) などによって利用されることになった [28]。ESPN は、1992年4月より、アジア・太平洋地域の放送事業者とケーブルテレビ事業者に、アメリカ合衆国及び放送対象地域のスポーツ番組の伝送を始め、CNN International は、同年4月より東南アジア向けサービスを開始している [29]。また、デジタル・サービスが可能な同衛星の C シリーズが、1996年に打ち上げられている。こうして、アジア・太平洋地域は、衛星テレビ・ビジネスの1つの市場となっていった。なお、これらの ESPN、CNN、HBO などは、中国郵電部を中心とする中国資本が75%の資本をもつ、香港の APT サテライト (APT Satellite Co., Ltd.) の衛星 Apstar 1 (1994年6月打ち上げ。受信可能地域は、中近東から日本まで) も利用している [30]。

ところで、これら欧米のメディアのアジア地域への進出は、アジア諸国に大きな変化をもたらすことになる。1970年代には既に衛星利用の実験が行われていたインドでは、衛星 Insat 1A (Indian National Satellite) を1982年に打ち上げて以降、衛星によるテレビ番組の送受信が試みられてきた。ところが近年、Star TV や Zee TV の視聴者が無許可のケーブル局 (1993年、ケーブルテレビ法で合法化される) を通じて増大したため、視聴者を奪われた国営テレビ DDI (Doordarshan India) は、1993年10月から、多目的衛星 Insat 2B を使って3チャンネルの衛星サービスを開始している [31]。さらに、DDI が、衛星 Insat 2C によって、Discovery Channel、HBO、Canal Plus、BBC、Family Channel を再送信することが報道されている [32]。なお、インドは、1992年よりヨーロッパの衛星チャンネル TV Asia で、ヒンディー語による放送を行っている。

インドネシアでは、国営の TVRI (Televi Republik Indonesia) が独占的にテレビ放送を行ってきた。しかし、衛星 Palapa を利用した外国放送の増加などによって、商業テレビ放送開始への要望が高まり、1989年に商業テレビ局 RCTI が放送を始め、国によって種々の制限を与えられながらも、現在5つの商業テレビ局が存在している。また、国営テレビ局 (TVRI) と国営ラジオ局 (RRI) とを統合し公社化する動きがある。これは、外国製番組の大量の流入に対して、自国の放送体制を強化し、財政的基盤を固め、自分たち自身による番組制作を進めていくためである。また、直接衛星放送を始めるため、放送衛星 Indostar を打ち上げる計画を立てている [33]。

マレーシアでは、1996年1月に打ち上げられた通信衛星 Measat 1 (Malaysia East Satellite) を利用して、同年10月から衛星デジタル放送 ASTRO (All Asian Satellite Television and Radio Company) がサービスを開始している。国営地上波テレビ RTM の再送信の2チャンネルと、マレー語、中国語、タミール語などによる ASTRO が独自編成する5チャンネルのほか、16チャンネルが、HBO、CNNI、CNBC、ESPN や ABN (Asian Business News) などの外国の衛星テレビ・サービスに当てられている [34]。

マレー系、中国系、インド系などからなる多民族国家であるという事情もあり、マレーシアでは、商業放送も含めて放送に対する政府の規制は厳しく、事前の検閲が行われてきた。特に、VHSC (violence, horror, sex, counterculture) には厳しい規制がなされている。衛星番組の直接受信はこれまで一般家庭では禁止されていたが、1996年に放送法が一部改正され衛星 Measat の国内向け直接受信サービスによる番組の受信のために、パラボラアンテナ (直径は50~70センチメートルに制限される) の設置が許可されることになった [35]。

マレーシアと同様に多民族国家であるシンガポールも、メディアに対する規制の厳しい国である。金融機関や各国大使館など特殊な場所を除いて、衛星による放送の直接受信は禁じられている。しかし、以前より、国民からのチャンネル数増加への要望があり、またアジアにおける経済上の拠点として、そして情報の、特に経済情報の送受信の拠点として自国を位置づけるという目的もあり、ケーブルテレビが1992年に始められ、CNNI、BBC や HBO などが放送されている。また、東南アジアにおける情報拠点として、HBO Asia、ESPN Asia、MTV Asia や ABM がシンガポールを本拠としており、1995年には、ディズニー (Walt Disney Co.) が、シンガポールからアジア地域に向けて映像サービスを実施するため、国際衛星放送センターをつくっている [36]。

また、シンガポールでは、1994年より衛星 Palapa を利用して、英語による映像国際放送が実施されてきたが、1996年1月から TCS 1 (Television Corporation of Singapore) が、アメリカ合衆国のパナムサット (PANAMSAT、国際衛星通信サービスを目的とした非インテルサット系の別個システム) の通信衛星 PAS 2 を使用して、中国・台湾・香港向けに娯楽・ニュース・映画などを北京語でサービスする、海外向け衛星デジタル放送「新視」を開始している [37]。

テレビ放送が、中国共産党と中華人民共和国政府の管理下にある中国では、天安門事件後の1990年5月、海外からの衛星によるテレビ放送を受信するためには、一部の政府機関や外国人が主に利用するホテルなど特殊な施設以外は許可証が必要とされるようになった。その後、Star TV の中国語チャンネルが始まると、それを違法に受信する者が増加し、各地にパラボラアンテナの販売店が出現したため、1993年10月、個人のパラボラアンテナの設置を許可制にして受信を事実上禁止し、1994年2月には、「衛星放送地上受信設備管理規定」によって、公安部門と合同で、衛星受信設備の生産・販売・輸入・設置を管理している。他方で中国は、国内の地上波テレビ番組を衛星によって伝送しており、国内におけるテレビ電波の受信可能地域を90%まで達成すると



共に、1992年10月に開始された第4テレビは、衛星 Asiasat、Statsionar などを使用し、アジア・太平洋、東欧、北アフリカまでをその受信可能地域としている。さらに2000年までに、衛星を利用した放送を全世界で受信可能にするという衛星戦略を立ててもいる [38]。また、1996年には、地域放送局「河南電視台」と「広東電視台」とが、衛星 Asiasat 2 で外国向けの放送を開始している [39]。

## 5. マス・コミュニケーションの「グローバル化」と日本

このように、ここ数年の間に状況は大きく変化してきた。東アジアは別としてソ連を中心とした共産主義圏の崩壊は、それまでの理論的枠組みを緩め、新国際情報秩序への志向はもはやあからさまな形では見ることはできない。経済の「ボーダレス化」と規制緩和の進展、そして衛星通信技術の高度化は、衛星テレビ・サービスを過度に「ビジネス化」させ、放送対象地域の広域化と視聴者数の絶えざる拡大が求められる。

アジアの中の、「権威主義」的な要素を完全に払拭させないまま資本主義の高度化を目指そうとする、或いは社会主義に市場経済を接ぎ木しようとする国々も、この流れに抗うことはできない。「アジアからの情報発信」などのスローガンを掲げ、通信衛星や放送衛星を導入し、欧米の番組を流しながら同時に、それらを「積極的」に利用して自国のニュースや番組を他国に送って「自己主張」をしていこうとしている。

この意思の表れの1つが、1994年（平成6年）のアジア＝太平洋放送連合（Asia-Pacific Broadcasting Union、ABU）総会における、アジア・太平洋地域の国境を越える衛星放送事業者のためのガイドライン（国際的な放送が、相手国の価値観、習慣、文化に有害とならないことを目的とした番組倫理基準）の採択であり、また1995年（平成7年）の「アジア・太平洋映像国際放送会議」での映像国際放送の番組内容に関するガイドラインの採択である。ABUの会議には、ABUに加盟している41の国・地域、74の機関が参加した。後者の、1994年に開催されたアジア・太平洋電気通信共同体（Asian Pacific Telecommunity、APT）のセミナーの勧告を受けて開かれた「アジア・太平洋映像国際放送会議」には、アジア・太平洋地域の21の国・地域の放送主管庁（日本は郵政省）が参加している [40]。

これらのガイドラインによって、それぞれの国から自国の番組を他国へ放送することが容易となる。しかし同時に、アジア各国のナショナリズムがその背後にあることを見落としてはならない。「アジア・太平洋映像国際放送会議」のガイドラインは、番組内容に責任をもつ国を、衛星映像国際放送のアップリンク地球局の所在国とし、衛星映像国際放送に関し、受信国がガイドラインの適正な遵守の確保の必要があると考えた場合には、受信国は、発信国に対して適切な措置を講ずることを申し入れることができる。この場合、発信国は、最大限可能な範囲で誠実に対応しなければならず、苦情は政府間の交渉に委ねられている [41]。

日本では、1991年（平成3年）から、アメリカ合衆国とヨーロッパに設立された現地法人による「TV ジャパン（TV Japan）」を通して、映像放送が有料で行われてきた。その後、1995年（平成7年）4月3日、朝7時のNHKのニュース番組「おはよう日本」の開始と共に、北アメリカ地域（通信衛星 Satcom K1 による）とヨーロッパ地域（現在、通信衛星 Astra 1D による）に向けて、日本に対する国際理解の促進と海外在留邦人などに対する的確な情報を映像によって提供することを目的に、NHKによる映像国際放送が、「TV ジャパン」と同じチャンネルを利用して

ノンスクランブルの無料放送で行われるようになった。日本からの映像国際放送は、1994年（平成6年）の放送法の一部改正によって法的枠組みが整えられ、NHKの放送番組が外国で受信されることを目的とした、NHKの委託によって行われる「受託協会国際放送」として実施されている。他方、アジア・太平洋地域へは、1996年4月現在、20の国・地域のCATV局を含む41の放送機関に対して、衛星PAS2によって番組配信が行われている〔42〕。

また、日本の民間放送局のテレビ番組を24時間の総合娯楽チャンネルとして編成し、アジア・太平洋地域の10の国・地域で、日本語・英語・北京語・タイ語の4つの言語を使ってCATV局やホテルに送信するJET TV（Japan Entertainment Television）が、1997年に放送を開始した。シンガポールに本社を置くJET TVは、住友商事、TBSやテレ=コミュニケーションズ（TCI、アメリカ合衆国のケーブルテレビ施設運用事業者）などを株主とし、衛星PAS2によって送信する国際テレビ・サービスである。NHKの映像国際放送が主として海外在留邦人向けであるのに対して、JET TVは、Star TVやその他通信衛星を利用したアメリカ合衆国のマス・メディアによる国際的なテレビ・サービスと同様の形態をとっている。

このように今日、R・マドックやアメリカ合衆国のマス・メディアが先導し、それを追うように日本を含むアジア各国が、衛星を経由してテレビの電波を広い範囲にわたって送り始めている。この現象は、一般に放送の「ボーダレス化」と呼ばれている。しかし、そこには、アメリカ合衆国を含んだ各国のナショナリズムが厳然として存在しているのである。アメリカ合衆国のそれは、「規制緩和」という名の。ところで、この「ボーダレス化」なるものはまた、マス・メディアの「グローバル化（globalization）」であり、マス・コミュニケーションの「グローバル化」なのである。そしてこれは、少なくとも2つの点において看過することのできない問題を抱えている。

マス・コミュニケーションの機能を大きく2つに分けて考える。1つは報道の、もう1つは娯楽の機能。そして、この「グローバル化」したマス・コミュニケーションも、この2つの機能を有している。報道に関していえば、例えば、アメリカ合衆国の外交政策が、時にCNNのニュースに左右されて決定されていくという事態を見れば理解されるように、その影響力は膨大である。また、娯楽の機能を見れば、デジタル・テレビ放送によって繰り広げられる、ヨハン・ホイジンガ（Johan Huizinga）の「遊び」とは程遠い日常的な気晴らしの対象である「エンターテインメント」は、人々の精神的水準の低下と各国の文化の平準化とをもたらす。そして、ニュースもまた娯楽の対象となる。米軍のソマリア介入も湾岸戦争における多国籍軍の活動も、ニュース報道されたとき「エンターテインメント」となる。多数の国と地域にわたって、放送の広域化と視聴者の増大を求めれば、放送番組の質の一様化は避けられず、世界は「単一の文化」へと次第に向かっていく。この「文化の単一化」とは、人間の精神の単純化でもあり、文化は豊かさを失っていく。放送番組の倫理基準（ガイドライン）を踏まえた放送は、国際的な相互理解を生むように見えたとしても、それは表面的なレベルにとどまることになるだろう。

さて、では日本でいかにこの状況に対処すべきなのであろうか。それは、外にだけではなく、内側に、自分たち自身にも目を向けていくことである。まずその1つとして考察されるべきものは、文化政策である。それは長い時間をかけて積み上げてきた文化、伝統を敬虔な気持ちで振り返り、それを大切に、その質を吟味し、そして育てていく行為によって支えられる。これを、個人的レベルではなく、国家的レベルで実行する。このような行為の中から、「公共性」の基盤が現れ、社会的価値が浮かび上がってくる。ここで参考となるのは、アンドレ・マルロー（André

Malraux) などによって実践されてきたフランスの文化政策 (politique culturelle) である [43]。そして、この文化政策の上に立って、メディア政策を構想することこそ肝要である。メディアの中には、文化が体现されているのである。外国の番組に対するクォータ制、言語・広告に対する制限など、フランスのメディア政策には厳しいものがある。しかし、日本でそれをそのまま模倣する必要はない。

他方、多メディア化・多チャンネル化による表現媒体の増加は、「自由主義」的な行動を不可欠としている。個々人の「自由」な創造と「自由」な経済活動抜きに、これからの視聴覚メディアの発展を考えることはできない。とりわけ、日本では、この「自由」は、どんなに強調しても強調しすぎるといえることはない。規制緩和は、今日の高度化した技術に急き立てられて、今後も進行していくであろう。そこで、この「自由主義」的市場は、メディア政策と調和されねばならない。その担い手こそ、創出されるべき独立行政機関である。

独立行政機関は、アメリカ合衆国の FCC (連邦通信委員会) やフランスの CSA (視聴覚最高評議会) によって代表される。それに類似する機関が今日、アジア諸国においてもつくられてきている。この組織を単なる規制のための機関としてではなく、また単なる苦情処理機関や交通整理人 (traffic controller [44]) としてでもなく、メディア政策の核となるものとして構成する。これが第 2 の課題である。

私たちは今、「宇宙戦争」の中に生きている。しかし、実はこの 2 つこそ、「宇宙戦争」の奥に潜む、私たちが直面している本当の「戦い」なのである。

#### 【注】

(1) Cantril, Hadley, The invasion from Mars: a study in the psychology of panic, Princeton University Press, 1940. 『火星からの侵入』、斎藤耕二・菊池章夫訳、川島書店、1985年、第 5 刷、9-16頁。

(2) 同上、47頁。

(3) CS 放送：通信衛星を利用する放送。1989年の放送法及び電波法の一部改正によって可能となった、委託放送事業者 (放送番組を編成し、受託放送事業者に委託して放送させる) が受託放送事業者 (放送設備の管理・運用を行う) の通信衛星を使って行う、一般公衆向け放送サービスのこと。CS 放送は、送信電力が衛星放送 (BS 放送、放送衛星を利用する放送) より弱い (郵政省 放送行政局 衛星放送課、「衛星放送の動向と展望」、『ITU ジャーナル』、1995年 1 月、56-60頁)。

なお、衛星放送とは、人工衛星を利用して、一般公衆によって直接受信されることを目的とした放送のことである。

(4) デジタル・テレビ放送：デジタル伝送方式のテレビ放送のこと。

帯域圧縮技術により、1つのトランスポンダで、複数のチャンネル (アナログの場合 1チャンネル) のテレビ番組を放送できる。このため、多チャンネル衛星デジタル放送では、100チャンネルを越える多数のチャンネルをもつ放送が可能となる。衛星放送も、将来打ち上げられる BS 4 後発機から、デジタル方式へと転換しようとしている。

(5) 外国事業者の提供する映像番組を日本国内で受信することを円滑にするため、そのサービスが、放送法に規定されている「放送」の定義 (「放送」とは、公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信の送信をいう。同法第 2 条第 1 号) に該当するかどうか郵政省によって確

認され、それが公表されている。1996年5月末までに、4事業者14チャンネルが確認されている（大角豊、「映像国際放送の促進に向けて」、『情報通信ジャーナル』、1996年7月、26-27頁）。

「通信と放送の境界領域的サービス」が増加してきたため、「通信か放送か」に関する重箱の隅を楊枝でほじくるような議論がこれまで行われてきた。衛星 Asiasat 1 による Star TV は、国際電気通信条約に基づく固定通信業務であるにもかかわらず、事実上放送サービスを行っており、その電波は日本にも到達していた。「通信」の範疇に入れられると、その電波を個別受信した場合、「その存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用」することが、電波法第59条により禁じられている。

1977年の ITU（国際電気通信連合）による衛星放送への周波数割り当てが硬直的であったこともあり、技術の進歩と共に、中出力の通信衛星による、固定衛星業務の周波数帯を使用した「放送」が出現した。この衛星からの電波は、小さなパラボラアンテナで直接受信することができる（Gavalda, Christian, Piaskowski, Nathalie (sous la coordination de), *Droit de l'audiovisuel*, 3<sup>e</sup> édition, Lamy, 1995, p. 41）。

(6) 戸村栄子、「変革期を迎えた音声国際放送」、『放送研究と調査』、1996年3月、58頁。

(7) 山本草二、『放送衛星をめぐる自由と規制』、玉川大学出版部、1979年、50頁。

(8) Balle, Francis, *Rapport au ministre des Affaires étrangères, La politique audiovisuelle extérieure de la France*, La documentation Française, 1996, p. 251; Los Angeles Times, September 30, 1996.

(9) 山本草二、「国際間情報流通と通信主権の法機能」、『ジュリスト増刊、高度情報社会の法律問題』、有斐閣、1984年、71-72頁。山本草二、『国際法』新版、1995年、第5刷、有斐閣、491-492頁。

(10) スピルオーバー：電波が伝送対象地域外に漏れること。衛星を用いて限定した地域に向けて電波を発射したとき、発信者が外国の法益侵害を意図していないにもかかわらず、技術上の制約で、電波が対象地域外に国境を越えて漏出することをいう。

「国際直接テレビ放送のための衛星の使用を規定する原則」は、衛星信号の輻射の不可避的なスピルオーバーに関しては、ITUの関連文書のみが適用されるとしている（同原則J.15）。放送衛星業務の宇宙局の特性を決めるときは、事前に合意している場合を除いて、他国の領域への輻射をできる限り低減するため利用しうるすべての技術的手段を用いるというのがITUの技術規定である。しかし、「これらの規定を遵守する限りどんな番組内容のスピルオーバーも許容され、他国の非難を受けない、と断定することはできない。」（山本草二、「国際間情報流通と通信主権の法機能」、72頁）。

(11) 彭元順、「衛星放送のスピルオーバーに関する法的問題」（会議におけるレジュメ）、1991年、4頁。

(12) 彭元順、同上4頁。

(13) 金明中、「DBSの電波越境—ヨーロッパと日・韓の両地域間における政策の比較研究—」（会議におけるレジュメ）、1991年、4頁。

(14) 彭元順、前掲レジュメ、2頁。

(15) 韓国放送開発院資料（推定）、川竹和夫、「国際的側面から見た韓国のテレビ界～その変化の方向～」、『情報通信学会誌』1995年、11月、42頁。

(16) 橋本秀一、「始まった韓国のデジタル衛星放送～文民政権の多チャンネル化 仕上げの段階

に～』、『放送研究と調査』、1996年10月、61頁。

(17) 橋本秀一、同上、60頁。

(18) 韓国日報、1996年10月13日、『放送研究と調査』、1996年12月、74頁。

(19) 京郷新聞、1996年3月29日、『放送研究と調査』、1996年5月、72頁。

(20) 金明中、前掲レジュメ、4頁。

(21) 橋本秀一、「多チャンネル時代に入った韓国放送界～地域民放4局も5月から放送開始～」、『放送研究と調査』、1995年7月、23頁。

(22) 川竹和夫、前掲論文、42頁。

(23) アジアサットは、イギリスのC & W (Cable and Wireless)、中国(中華人民共和国)のCITIC (China International Trust and Investment Corporation)、香港のハチソン・ワンポア(Hutchison Wampoa Limited)が3分の1ずつ出資してできた合弁会社である。Asiasat 1は、国際登録上は中国の国内通信衛星であるが、北ビームと南ビームの照射領域は東アジアから中東まで広い範囲にわたっている。Star TV、中国の中央電視台(CCTV)、PTV(パキスタンTV)、MTRD(ミャンマーTV)、MRTV(モンゴルTV)やZee TV(インドの衛星サービスで、R. マードックによって買収される)などが、この衛星を使用している(上野正英、「海外諸国の衛星放送1996」、『NHK放送文化調査研究年報』41、日本放送協会 放送文化研究所、1996年、161頁)。

(24) BBCワールド・サービス・テレビジョンは、1995年からBBCワールドワイド・テレビジョン(BBC Worldwide Television)と改称する。1995年3月末現在、世界111か国、4,300万世帯が受信している(『NHKデータブック世界の放送 1996』、日本放送協会 放送文化研究所、日本放送出版協会、18頁)。

(25) Wheeler, Mark, Politics and the Mass Media, Blackwell Publishers, 1997, p. 200.

(26) 海部一男、「放送事業におけるマードックの世界戦略」、『放送研究と調査』、1996年10月、34-35頁。

(27) The Times, March 18, 1997.

(28) 上野正英、前掲論文、162頁。

(29) 上野正英、「アジアにおける衛星事業の進展」、『放送研究と調査』、1994年5月、35頁。

(30) 上野正英、「海外諸国の衛星放送1996」、163頁。

(31) 上野正英、同上、164-165頁。下世古幸雄、「最近の世界の通信および放送衛星の動向」、『ITUジャーナル』、1994年9月、56、60頁。

(32) 『放送研究と調査』、1996年2月、72頁。

(33) 橋本秀一、『放送研究と調査』1994年2月、66頁。『NHKデータブック世界の放送 1996』、155-157頁。

(34) 伊藤恭子、『放送研究と調査』、1996年11月、74頁。

(35) 伊藤恭子、同上、74-75頁。なお、番組基準のガイドラインを制定した後、政府による検閲をやめ、「テレビ局内での自主検閲にする」という報道がなされている(South China Morning Post, October 23, 1996, 『放送研究と調査』、1996年12月、74頁)。

(36) 『放送研究と調査』、1995年6月、60頁。伊藤恭子、「アジアのケーブル・テレビはいま～香港・シンガポール・マレーシア～」、『放送研究と調査』、1994年1月、36頁。

(37) 『NHKデータブック世界の放送 1996』、159頁。『放送研究と調査』、1996年4月、60頁。

(38) 『NHKデータブック世界の放送 1996』、136-139頁。

(39) 『放送研究と調査』、1996年9月、78頁。

(40) 清水眞一、「アジア・太平洋放送連合（ABU）総会報告」、『情報通信学会誌』、1995年3月、53-55頁。村井正親、「アジア・太平洋映像国際放送会議の結果について」、『情報通信ジャーナル』、1995年7月、24-25頁。

アジア・太平洋電気通信共同体とは、アジア・太平洋地域の電気通信の開発促進、及び電気通信網の整備・拡充を主な目的とした政府間国際機関（加盟国は、28か国）である。

(41) 村井正親、同上、25頁。

(42) 放送行政局第一業務課「放送開始60周年を迎えた国際放送」、『情報通信ジャーナル』、1995年5月、28頁。大角豊、前掲論文、26頁。

(43) Parret, Jacques, Saez, Guy (sous la direction de)、Institutions et vie culturelles, La documentation Française, 1996, pp. 13-18.

(44) Francois, William E., Mass Media Law and Regulation, Iowa State University Press, 5th Edition, 1990, p. 548.

(情報学部教授)